

# 会津若松市における新型コロナウイルス感染症集中対策

令和3年5月28日 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

会津若松市の感染状況は、依然として「人口10万人当たりの新規陽性者数」がステージ4の水準にあるなど、更なる医療提供体制の安定的確保を図る必要があります。そのため、6月1日から7日までの1週間、緊急特別対策に引き続き集中対策を実施いたします。市民の皆さま、事業者の皆さまには以下の御協力をお願いします。

## 会津若松市民の皆さまへのお願い

■期間 6月1日(火)～6月7日(月)まで

## 不要不急の外出自粛

※ 特に、感染対策が徹底されていない飲食店や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店の利用を厳に控えてください。

## 会津若松市の事業者の皆さまへのお願い

■期間 6月1日(火)午後8時～6月8日(火)午前5時

### 午後8時から午前5時までの時間帯の営業自粛 (酒類の提供は午前11時から午後7時まで)

- 対象 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた次の施設  
・接待を伴う飲食店 ・酒類を提供する飲食店
- 協力金 時短営業に御協力いただいた場合  
協力金を支給(1日当たり2.5万円～(売上高に応じて))
- 問合せ窓口  
福島県時短要請コールセンター  
電話 024-521-8562(受付時間9時～17時)

## その他の 対応

- 大学・専門学校……感染リスクの高い活動(例:感染防止対策が徹底できないサークル活動、大人数での懇親会など)を控えるよう、学生への注意喚起の徹底をお願いします。
- 小・中・高等学校※…感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染拡大防止対策の徹底をお願いします。  
(※小中学校:会津若松市内、高校:南会津郡を除く会津地区)
- 医療機関、高齢者・障がい(児)者施設…感染防止対策に見落としがないか、改めて確認をお願いします。